

四日市市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長から四日市都市計画公園事業9・6・1号北勢中央公園の変更認可にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月25日

四日市市長 田中俊行

1. 縦覧期間

平成27年3月25日から平成33年3月31日まで

2. 縦覧場所

四日市市役所都市整備部市街地整備・公園課

(都市整備部市街地整備・公園課)